

後期高齢者医療保険

「後期高齢者医療資格確認書」を7月下旬に郵送します。

令和8年8月更新までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無に関わらず「後期高齢者医療資格確認書」が交付されます。

黄緑色の封筒で、以下の書類を本人宛てに郵送します。

対象

後期高齢者医療被保険者
(マイナ保険証の有無に関わらず全員)

「後期高齢者医療資格確認書」

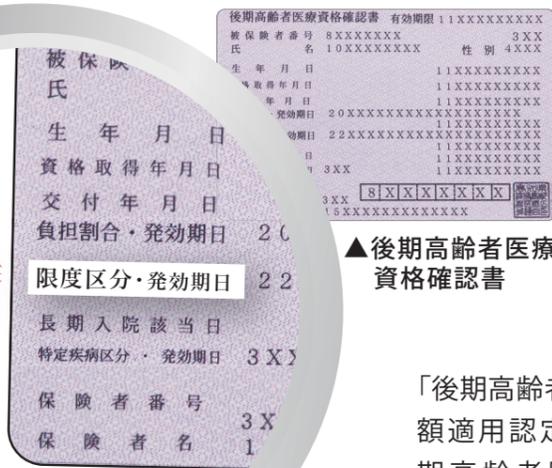
※資格確認書… 現行の被保険者証に代わるもので、医療機関等の窓口で提示することで保険診療を受けることができます

後期高齢者医療の限度額は資格確認書の「限度区分」に掲載されます。

現在、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は引き続き資格確認書に限度区分の記載があります。

■記載のない方で限度区分記載を希望の方は、申請が必要です。市民保険課で手続きをしてください

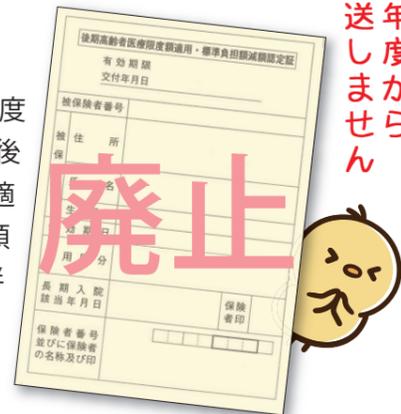
■マイナ保険証を利用中の方は、マイナンバーカードの提示で限度区分の確認ができますので、申請の必要はありません



ここに書いてます

▲後期高齢者医療資格確認書

「後期高齢者医療限度額適用認定証」、「後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証」の廃止に伴い、本年度から証の郵送はありません。



本年度から郵送しません

▲後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険

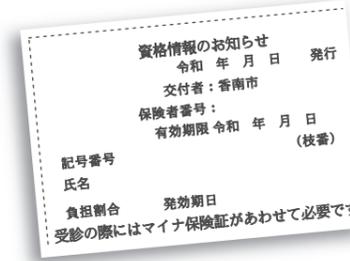
「国民健康保険資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月下旬に郵送します。

ピンク色の封筒で、以下の書類を世帯主宛てに郵送します。

マイナ保険証をお持ちの方



「資格情報のお知らせ」



◀「資格情報のお知らせ」用紙右下の切り取り部分は、マイナンバーカードと一緒に保管することをお勧めします。

※マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで保険証として使用できます

マイナ保険証をお持ちでない方



「国民健康保険資格確認書」

※資格確認書… 現行の被保険者証に代わるもので、医療機関等の窓口で提示することで保険診療を受けることができます

国民健康保険限度額適用認定証等をお持ちの方はご注意ください。

マイナ保険証をお持ちの方



マイナ保険証を病院・薬局で提示することで自己負担限度額を超える支払いを抑えることができますので、各認定証は原則不要です。

マイナ保険証をお持ちでない方



現在、次の①～③いずれかの認定証をお持ちで、8月1日からも引き続き認定証が必要な方は、更新手続きが必要です。資格確認書を持参のうえ、市民保険課または各支所で手続きをしてください。



① 国民健康保険限度額適用認定証(青色)

70歳未満の課税世帯



② 国民健康保険限度額適用認定証(薄紫色)

70歳以上の現役並み課税世帯(3割負担)



③ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(黄緑色)

75歳未満の非課税世帯

※マイナ保険証の有無に関わらず入院日数が91日目以降の場合は更新手続きが必要です

マイナ保険証への移行に伴い、8月1日から
お使いいただく資格確認書等を郵送します。

■市民保険課 57-8506